

大蔵委員会議録 第十三号

昭和三十一年三月三日(土曜日)
午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事高見 三郎君 理事藤枝 泉介君

理事石村 英雄君 理事春日 一幸君

浅香 忠雄君 生田 宏一君

遠藤 三郎君 奥村又十郎君

吉川 久衛君 杉浦 武雄君

竹内 俊吉君 渡海元三郎君

徳田與吉郎君 内藤 友明君

中村三之丞君 丹羽 兵助君

福田 越夫君 古川 丈吉君

坊 秀男君 前田房之助君

宮澤 胤勇君 山本 勝市君

山村新治郎君 有馬 輝武君

井上 良二君 田方 廣文君

平岡忠次郎君 横銭 重吉君

横山 利秋君 石野 久男君

出席政府委員

大蔵政務次官 山手 滿男君

大蔵事務官 (主税局長) 渡邊喜久造君

食糧庁長官 清井 正君

委員外の出席者

大蔵事務官(国税庁間税部長) 松本 十郎君

費税課長) 専門員 椎木 文也君

三月二日

委員山本勝市君辭任につき、その補欠として松本俊一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員松本俊一君辭任につき、その補欠として山本勝市君が議長の指名で委員に選任された。

同月三日

委員大平正芳君、加藤高藏君、川島正次郎君、中山榮一君及び保利茂君辭任につき、その補欠として丹羽兵助君、中村三之丞君、徳田與吉郎君、宮澤胤勇君及び渡海元三郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月一日

ビール税率引下げに関する請願(矢尾喜三郎君紹介)(第一〇二九号)
釣竿釣用具に対する物品税撤廃に関する請願(森清君紹介)(第一〇二二号)
積雪寒冷地帯に対する所得税の特別控除等に関する請願(渡邊良夫君外四十名紹介)(第一一三六号)
の審査を本委員会に付託された。

同月二日

造幣局広島支局存続等に関する陳情書(広島県議会議長林興一郎)(第二一六号)
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の實施に関する陳情書(山形県議会議長加藤富之助)(第二二二号)
国民金融公庫の資金増額に関する陳情書(福井県議會議長寺田常吉)(第二三二一号)
国民金融公庫津山支所設置の陳情書外一件(岡山県知事三木行治外一名)(第二五〇号)

在外資産補償に関する陳情書(広島県議會議長林興一郎外四名)(第二七三号)

国際観光宿泊施設整備のための長期低利資金融資に関する陳情書(長崎県知事西岡竹次郎)(第二八五号)
テレビジョン受信機に対する物品税軽減に関する陳情書(大阪市東区馬場町六丁目四番地大阪放送文化普及会長杉道助)(第三一四号)
を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
租稅特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

大蔵省關係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)(參議院送付)

在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廢止する法律案(内閣提出第四号)(參議院送付)

○松原委員長 これより會議を開きます。
所得税法の一部を改正する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、関稅定率法の一部を改正する法律案、租稅特別措置法の一部を改正する法律案、大蔵省關係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案並びに在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案を廢止する法律案の六法律案を一括議題として質疑を続行いたします。有馬輝武君。

○有馬(輝)委員 このたび砂糖消費税法の一部を改正する法律案が提案されておりまして、その砂糖の取引の實際に即するような徴収方法に改めることになっております。私、本日はこの中で第一種甲類のいわゆる黒砂糖の徴収方法についてであります。その提案では農業協同組合その他をいわゆる集荷機関として委託することができるといふような形に提案になっておりますが、私はこのような形に改めるだけではなくして、この砂糖消費税の課税客體である農家の実態について、相当基本的に考慮しなければならぬ面があるのではないか、こゝういふふうに考えます。そういつた面から、この砂糖消費税法の第一章の総則で、租稅客體としてこの黒砂糖業者を輸入砂糖と一緒に考へられた根拠についてまずお伺いしたいと思つております。

○渡邊政府委員 御承知だと思つておりますが、砂糖という商品に消費税を課税するといふような建前をとりまします場合に、おきまして、国内産の砂糖と輸入の砂糖との税負担を差えるという点につきましても、輸入砂糖に關稅を課する国内のものについては關稅は課税しない、こゝういふ区分は一応可能でございますが、国内消費税を課税する場合にはおきまして、輸入の分については国内消費税を課税する、同時に国内の分についても課税する、こゝういつたようなことは、やはり平等な扱いをいたしまして、通商航海条約とか、いろいろ各種の条約におきまして内外人を平等に扱つていくといふような制約がございますので、黒糖につきましても、關稅で輸入砂糖と国内砂糖との負担区分は可能でありまして、国内消費税につきましても、たとへば輸入のものは高くする、国内のものは安くする、こゝういつたような区分は、われわれとしてはちよつとできないのではないかと、かような建前をとつております。

○有馬(輝)委員 それでは、食糧庁長官にお伺いしたいと思います。少くとも国内産の黒砂糖は、ほかの換金作物と同じような形で、たとえば私の県であります鹿児島県等におきましては、ほかの菓種だとか、ラミーだとか、コウゾとか、そういつたものと同じような形で生産をいたしております。またそれ以外に方法がないのであります。そういつた面から、このサトウキビの生産については、農林省としてどのような保護をいたしますか、生産奨励を考へておられるか。この点についてお伺いしたいと思います。

○清井政府委員 ただいま御質問のありました黒糖の生産奨励の關係でございますが、私もその方面の直接の担当はいたしておりませんが、お話しを通り特殊農産物、特にわが国の砂糖の需給状況からいまして、また特に黒糖の国内における需要の特殊性から見

まして、黒糖の国内における生産をさらに増強するという必要であるという観点から、振興計画の一端として取り上げまして、農林省といたしましては地域的における国内黒糖増産を奨励いたしておる次第でございます。今後も引き続き諸般の施策を講じまして、国内糖の、ことに国内黒糖の生産増強に資して参りたい、かように考えておる次第であります。

○有馬(輝)委員 次にお伺いいたしたいと思ひますが、今年の砂糖消費税の収入見込額五百三十一億の中で、国内産の黒糖の課税相当額はどの程度見込んでおられるか、その点をお伺いいたします。

○渡邊政府委員 黒糖全体といたしまして百三十五万トンの数量を一応考へておりました、税額としまして、十八億考へておりますが、この分には輸入の黒糖が入つておるわけでございまして、輸入黒糖と国内黒糖との関係につきましては、今係が資料を持つて参りますので、もうちょっとお待ちを願ひたいと思ひます。

○有馬(輝)委員 その点につきましては、あとで資料を出していただきたいと存じますが、少くとも先ほど申し上げましたように、国内産の砂糖の製造業者の実態というものは、ほかの場合とその基本的な性格を異にするのであります。本日の御提案の趣旨の中にも、第一種甲類の砂糖については、その製造場がきわめて小規模であるという点は認めておられますが、さらにこの製造業が小さい、多数であるというだけではなくして、先ほど食糧庁長官にも申し上げましたように、ほかの換金作物が作れないからやむを得ず黒

糖を製造しておるといふのが実態であります。たとえば種子島におきましては、一軒当りの砂糖による収入というものが年間二万円を下るような状況であります。こういった点について、先ほどあなたのお答えの中では、やはり課税の率によつて區別して、基本的にこれは考慮の外に置くという点については難点があるということでありましたけれども、問題はほかの作物と同様なケースがあるという点について、いま一度考慮すべき余地が残されておるのじゃないかというふうにご考へるのではありませんか、この点はどうでしょう。

○渡邊政府委員 国内の黒糖につきましては、われわれの方といたしましては、課税その他につきましては、これは農林省の方の政策の問題は別問題といたしまして、われわれ税の方を担当しております者として、この問題といたしまして、相当の配慮をしてきておるつもりであります。その一つは、御承知のように、現在は百斤四百円という税率になっておりますが、この税率は、砂糖消費税が数回にわたりますと引き上げられた機会におきましても、実はそのまま据置かれてきておりました、これは引き上げておらないうち、一つは、やはりそうした点も考慮の中に大きく入つておるわけでありまして、それから昨年の砂糖消費税法の改正におきまして、いわゆる自家消費の分については納税をすることをやめよう、こういうような配慮、これも従来はそうしたことはなかったのをごいしますが、これもいたしました。昨年の改正におきまして、引取課税を移出課税に改めた機会におきまして、多少現

糖を製造しておるといふのが実態であります。たとえば種子島におきましては、一軒当りの砂糖による収入というものが年間二万円を下るような状況であります。こういった点について、先ほどあなたのお答えの中では、やはり課税の率によつて區別して、基本的にこれは考慮の外に置くという点については難点があるということでありましたけれども、問題はほかの作物と同様なケースがあるという点について、いま一度考慮すべき余地が残されておるのじゃないかというふうにご考へるのではありませんか、この点はどうでしょう。

実の行政というものについてわれわれの勉強がまだ足りなかつたせいもありまして、従来引取課税の場合でございますと、引取者が税を納めればよい、たとえば農協なら農協が一括して納めればよいということにできたのであります。移出課税のためそれができなくなつたということ、これはどうも工合が悪いというので、今度の改正をお願いしているわけでありまして、さらに今後砂糖消費税を上げるにつつきまして、一体どういふ点を考へていきたいかというのを考へました場合、国内の黒糖の税率を下げた場合、結局輸入の黒糖の税率が消費税の場合におきますとそれだけ下るわけでありまして、それで、その競争関係において国内の黒糖業者の方はかなり苦勞しているようにございまして、そういう点もありませんか、これも十分とは言ひ切れないと思ひますが、一応輸入の黒糖は他の白い砂糖と同じように関税がかかるということ、国内の黒糖と輸入の黒糖とを差別して扱ふ、こういうような考へ方も入つておるわけでありまして、われわれも、われわれの方で考へておりますその分だけで十分だとは言ひかねると思ひますが、一応税の方を担当しておりますわれわれとしましては、できるだけの配慮はして、かように申し上げていと思つております。

○有馬(輝)委員 今お話しのあるように、引取課税制度を移出課税制度に改めたという点についてであります。少くとも消費の実態に即応して課税する本法律案の趣旨からいたしま

すると、今申し上げたような立場から、むしろ逆な現象が出てきやしないかというのを考へるのであります。この点はどうぞございませうか。

○渡邊政府委員 ちょっと御質問の趣旨がよくわかりかねるのですが、従来は引取課税という格好をとつておりまして、そして引き取りをする人が納税者になつて納税義務を負う。それが、昨年の改正によりまして移出課税に変わりました。移出する人が納税者になる、そこでだいたい仕事の実態が変わつてきたわけでございます。大島、鹿児島等における黒糖業者の關係を見ますと、むしろ昔の姿の方が手続的にも便利であり、工合がいい。そこで今度の改正は、引取課税に改めるわけではございませぬが、一応受託者を製造者とみなすということによりまして、引取課税の分にある程度集中して、組合なら組合が引取人になつて、それと同じことが今度の改正でできるよ

うに、この問題については、将来その消費者に近いものに課税するといふような立場から御考慮を願ひたいと思つたのであります。

○有馬(輝)委員 今の点についてであります。国税の課税対象者といつたしましては、生産者というよりも、むしろ消費の実態に即応して課税して、こういうような点から、今のお答えのように、この問題については、将来その消費者に近いものに課税するといふような立場から御考慮を願ひたいと思つたのであります。

次に、この制則についてであります。けれども、記帳義務その他について、これは、先ほど申し上げました農家の実態に即応するものであるかどうかという点で、私は一つの疑問を持つ

のであります。製造場から移出する際に、その記帳すべきいろいろな点がこの則でうたわれております。しかもこれは、この記帳義務を怠つた場合には相当の罰を加えることになっておりますが、この点について、国税庁としても所轄の税務署としても、果して現在までこういった記帳義務について実態を検討されたことがあるかどうか、この点についてお伺いいたしておきたいと思ひます。

○渡邊政府委員 記帳義務は、御承知のように課税を確保するという意味において設けられたものでございまして、同時に、その記帳の義務を負う人にとりましては、記帳の能力があるか、こういう点は十分考へてみなければならぬ問題であります。従来におきましても、一面記帳義務ということも全然無視するわけにはいかぬけれども、同時に、その実態に即して、無理なお願いをしないようにといつた配慮は十分にしておると思つております。

○有馬(輝)委員 今の点について、無理な配慮をしないようにということでありませぬが、少くとも各農家がほとんど製造業者である、それに即応した形で、この記帳について実際に綿密な検討がなされておるかどうかう点についてお伺いしたいと思ひます。

○渡邊政府委員 具体的な、現在どういふことをやっているかということ、は、国税庁から課長が来ておりますから、課長の方から答弁いたします。

○松本説明員 農家の記帳義務については、法律の三十一条に記帳義務がございまして、農家ではそれをやるわけ

でございますが、現在の製造者の中で、大部分は非課税適用の関係がありませんので、申告義務も記載義務もないわけでありまして、それから一部の納税義務者につきましては、記載義務もあるわけでありまして、そういうものにつきましては、まだ農家が記載になれておられないというので、十分指導に力を入れまして、そのために罰則を適用するということな例はほとんどまだやっております。

○有馬(總)委員 今の点であります。罰則を適用するというようなことじゃなくて、指導の面に力を置いていくということでありまして、けれども、製造農家にとりましては、この罰則規定というものが非常に大きな負担になっておる。何とかしてこの趣旨に適應しなければならぬということ、実際の製造に当る一面、これに対する努力というものは非常なものであります。そういつた面から、将来この記載義務の簡素化、あるいはその他の面について現在考えておられないかどうか、この点についてお伺いしたいと存じます。

○渡邊政府委員 記載義務を全然なくしてしまふということは、課税の上からいいますと、私どももちょっとどうかと思っております。記載内容を、農家の実態に即してできるだけ簡素化するということ、これは国税庁としても十分に考えて参りたいと思っております。

○有馬(總)委員 理事会の申し合せの趣旨もございまして、それに御協力申し上げるということで、私要点だけを二、三簡単に御質問申し上げたいと存じます。

先ほども申し上げましたような観点から、この国内産の黒砂糖に対する課税については、もちろん輸入課税の問題等と関連しまして、これを保護するという建前がありますけれども、それ以上に、さらに消費者に対する課税というよりも、むしろ生産者に対する課税の模様が濃くなつておりますから、将来、たとえば所得税におきましては、いろいろな特別控除というふうなものがあるかどうかが、この問題が多少ございまして、従つて、それが製造者の負担になるという問題が全然ないとは言ひ切れませんが、何と申しまして消費税であり、まあ転嫁を前提としているものでございまして、国内の砂糖についてだけ特に税率を軽減するといったようなこと、たとえば規模が小さいからとか、いろいろなことで軽減するとかいったことは、税法の建前からいって困難じゃないかというふうには考えています。ただ、そういったような内外無差別の課税といった原則に反しない限度におきまして、できるだけ無理のないような課税をしていくということにつきましても、先ほども申しましたように、自家消費の分につきましては、大島とか、ああいふところ砂糖を作ることを業としておられるおきましても、課税をしていかなければならないとお話でございます。せつかくのお話でございますから、今後検討してみますが、ちょっと消費税の建前からいいますと、無理な点があるんじゃないか、かように考えます。

○有馬(總)委員 最後に希望しておきますが、先ほども申し上げましたように、一つは、少くともこの課税の対象が、消費の実態についてなされなければならぬという立場から、現在の黒砂糖はほとんど今生産者課税にあるというふうな面もあるかもしれないというお話でありましたけれども、実際現在の移出する状況等から見ますと、ほとんど生産者課税といわざるを得ないのであります。そういった面と、いまいふ実態の中で、冒頭でも食糧庁長官にも申し上げましたように、この黒砂糖は、他の換金作物と同じような立場で取り扱わなければならない。こういった二点からいたしまして、またいまいふ一つは、所得税に計算されているという点、これはほかの場合にも同様でありますけれども、やはり農家の実態に即して、この点については税率の引き上げというよりも、むしろ免税の方向へ持っていく、そういった面から生産を保護していく、また農家の経済状況を高めていく、こういう面からぜひ御考慮を願いたい、このことを希望いたしましたので、私の質問を終わりたいと思ひます。

○渡邊政府委員 ちょっと一言だけ申し上げておきますが、現在黒砂糖が転嫁ができないとか、いろいろな問題で苦労をされているとすれば、結局輸入の黒砂糖との問題だと思っております。結局どうも大島、鹿児島等における黒砂糖のコストが高い。これはいろいろな理由があると思ひます。従ひまして、総合的な政策において、そのコストを何とかして下げるといふ問題がまず第一

だと思ひますが、この税金をたとえればゼロにしてみても、輸入の黒砂糖がやはり同じようにゼロになります。ゆえに、農家のふところにとってみますと、あまり工合がよくない。どうもやはりむしろ別の面からこの問題は解決していかなければならぬまいといったところで、われわれはこの問題に取組んでいくわけでございますが、それにしまして、税率があまり高くなるのは工合が悪いというので、先ほども申しましたように、教次の砂糖消費税の引き上げの場合におきましても、黒砂糖の税率は四百円に据え置かす。しかし四百円に据え置かすにしても、相変らず輸入の黒砂糖の方が比較的値段が安く入つて参りますために、どうも農家の方がそれだけの恩恵をこうむらない、こういったこともございまして、今度の税制改正におきましては、輸入のものだけに課税が可能であるという関税の引き上げという方法をとつたわけでございます。さらに、いろいろ御意見の点につきまして、今後われわれも研究して参りたいと存じます。

○松原委員長 次に、石村英雄君

○石村委員 砂糖消費税について、われわれはこの砂糖消費税を提案されたとき、うかつであるというか、御説明で、従来われわれは税金の徴収をもっと縮めるといって、こういう主張をしておられたのに対して、その通りになって、今度は平均一カ月半くらいになる、大へんけつこうな改正だ、こう考えおりましたが、この法案をよく読んでみ、また参議院の大蔵委員会での説明をよく聞いてみますと、なるほど

だと思ひますが、この税金をたとえればゼロにしてみても、輸入の黒砂糖がやはり同じようにゼロになります。ゆえに、農家のふところにとってみますと、あまり工合がよくない。どうもやはりむしろ別の面からこの問題は解決していかなければならぬまいといったところで、われわれはこの問題に取組んでいくわけでございますが、それにしまして、税率があまり高くなるのは工合が悪いというので、先ほども申しましたように、教次の砂糖消費税の引き上げの場合におきましても、黒砂糖の税率は四百円に据え置かす。しかし四百円に据え置かすにしても、相変らず輸入の黒砂糖の方が比較的値段が安く入つて参りますために、どうも農家の方がそれだけの恩恵をこうむらない、こういったこともございまして、今度の税制改正におきましては、輸入のものだけに課税が可能であるという関税の引き上げという方法をとつたわけでございます。さらに、いろいろ御意見の点につきまして、今後われわれも研究して参りたいと存じます。

ど一カ月半には現在現実の問題としてはなるかもしれないと思ひますが、やり方がずいぶん變つておる。例えば、今度は従来の引取課税を移出課税に改めたから、翌月の月末において納税すればいい、そうして猶予は一カ月ということになっておる。この一カ月も、しかし政令で定められたら適用しないということになっておるから、平均一カ月半ということになると、従来の二カ月から十五日短縮された、こういうことに結果においてはなると思ひます。それだけにおいてはは大へんけつこうですが、しかし従来は二カ月といつても、この二カ月に担保を出さなければ、二カ月の延納は認められなかつた、こういうことになるのです。今度の改正によつて、平均の一カ月半というものは無担保でやられるということに大きな変化が税法上においてはあります。担保を出さなくてもいいという形で一カ月半になる。従来は担保を出すことによつて二カ月であつた。だいたい内容、性質において違つてきておる。こう考へるのですが、御説明によりますと、移出課税にしたからこういふようになったのだ、酒税なんかその通りに扱つておる、こういうことなんでしょうが、移出課税にすればなぜ一カ月半、翌月末ということにしなげやらないのか、酒税がそうしておられるから砂糖もこうするのだというだけでは、ただ今までの例がこうだというだけでは、そう改める理由というものが積極的に示されていないわけなんです。その理由を御説明願ひたいと思ひます。

○渡邊政府委員 大体消費税の形といたしまして、引取課税の場合と移出課

ど一カ月半には現在現実の問題としてはなるかもしれないと思ひますが、やり方がずいぶん變つておる。例えば、今度は従来の引取課税を移出課税に改めたから、翌月の月末において納税すればいい、そうして猶予は一カ月ということになっておる。この一カ月も、しかし政令で定められたら適用しないということになっておるから、平均一カ月半ということになると、従来の二カ月から十五日短縮された、こういうことに結果においてはなると思ひます。それだけにおいてはは大へんけつこうですが、しかし従来は二カ月といつても、この二カ月に担保を出さなければ、二カ月の延納は認められなかつた、こういうことになるのです。今度の改正によつて、平均の一カ月半というものは無担保でやられるということに大きな変化が税法上においてはあります。担保を出さなくてもいいという形で一カ月半になる。従来は担保を出すことによつて二カ月であつた。だいたい内容、性質において違つてきておる。こう考へるのですが、御説明によりますと、移出課税にしたからこういふようになったのだ、酒税なんかその通りに扱つておる、こういうことなんでしょうが、移出課税にすればなぜ一カ月半、翌月末ということにしなげやらないのか、酒税がそうしておられるから砂糖もこうするのだというだけでは、ただ今までの例がこうだというだけでは、そう改める理由というものが積極的に示されていないわけなんです。その理由を御説明願ひたいと思ひます。

税の場合と一応従来二つの型をとってきていることは、御承知の通りであります。昨年移出課税にしましたときは、実態は引取課税と納付に關する限りでは同じにしておる、こういうたような考え方をとりまして、移出の日に納税義務が発生しまして、それから必要に応じて一月、二月、三月まで徴収猶予ができる、こういう一応の制度をとってきたわけでありませう。それで實際問題といたしまして、御承知のように二月徴収猶予を現在にしているわけでありませう。二月の徴収猶予につきましては、いろいろの御批判もございまして、もう少し短縮してもいいじゃないか、こういうような御批判もありませんので、その線ではいろいろ検討してみたいと思つて、現在御承知のように、酒の税金につきましては、そうやっておりませうし、入場税のように割合に日銭の入るものにつきましても、前月分を一括しまして翌月末日に納めさせている。いろいろな事務の手続などを見ましても、引き取りのつど納税義務が発生し、そのつど納税告知書を出す、こういうやり方と、一カ月分をまとめて納税告知書を出すのでは、あとの方がよほど手続の簡略化にもなりますし、しして従来よりやり方を踏襲するほどのこともないだらう。同時にこの際におきまして、そうすることによりまして、納期の関係も一カ月半に短縮されますし、むしろこういう方法でいった方がいんじやないかというものが、現在御提案申し上げている案の理由でございます。

糖製造業者というものは、非常にお金をももって景気のいい会社だから、担保を出さぬといふことは、現実に別れない。ただ十五日短縮するだけ政府としては有利だといふことになるかと思つておる、しかしそういうこととなら、なぜ昨年移出課税に改められたとき、同時にそういうような改正をなされなかったのか。ことしになつて、一年おくられて、税法に詳しい渡邊さんが、去年うっかりしておたといふことは、どうもわからないのです。

○渡邊政府委員 去年うっかりして課税にかへますとき、制度としてあまり大きな変更をしないままで、とりあへず一応移出課税の方向で全文を書き直してみようといふことでやつたわけでございます。昨年同時にいろいろおられた方でも出した結論として、まあ二月くらいは徴収猶予も必要だといふような考え方をしておりましたので、一応昨年はその意味での御提案を申し上げましたのですが、しかしその後の実情を見ますと、もう少し納期を短縮しても差しかえない。同時に、それなら移出課税という形が大体一つの型ができておられますし、その型の方向に全体を持ってきてもいいんじゃないかといふので、本年の改正になった。本年の改正の動機は、どちらかと申しますと、徴収猶予の期間を短縮しようといふところから問題が出發して参つたのですが、その辺から出發して参りますと、それならもういっそのこと、酒の税金と同じような考え方でいふ方がいんじやないか、こういう結論が出來まして、た

だいま御提案申し上げているような結論を出したわけでございます。

○石村委員 結局御説明を聞くと、しして翌月末というように改めて、無担保で一カ月半税金をとることをやめるという積極的な理由もないようですが、何かわれわれが考へると、三十一年度の予算は、財源をひねり出すために、こうすることによって十三カ月分の税金を取り上げようといふお考えであるんじゃないかといふように邪推もいたしますが、それはやめにいたしまして、一つ法律の解釈でお尋ねいたします。

附則の4の「六月以内」といふのは、常識的な解釈によると六月以内になると思うのですが、あれは六月といふ意味ですか、六月といふ意味ですか。

○渡邊政府委員 これは、従来政府で提案します条文的約束といふ約束でございますが、一月以内に出せとか二月以内に出せとか、たとえれば法人税の場合ですと、申告書は事業年度が終了してから二月以内に出せ、こういうふうにして二月以内におきまして、常識的にいへば二月といふのを二月、六月といふのを六月、こういうふうにして書いておきますので、その例を踏襲したわけでございますが、その場合に読むのは、今の御質問でございますれば六月以内、こういう考え方でおります。

○石山委員 そうしますと、これを六月といふように長く延長された理由はどこにあるのですか。

○渡邊政府委員 一月半に短縮されますので、ちょうど五月の納税分が一月だけダブるわけでございます。御承知のように、本年は一月ダブりますから、歳入が十三カ月入っております。

そのダブる一月分をそのまますぐ一カ月の間に二カ月分納税させるのは少し酷じゃないか、こういう考え方がわれわれの方にございしたもので、それから、この重なる一月分は、半年くらいの間にならして納めていくことを認めることによりまして、本年十三カ月分の納税をしていただく、こういう結論を出したわけでございます。

○松原委員長 井上良二君。

○井上委員 時間がだいぶ迫つておるようでございますし、本日税法關係の案件を採決されるのでありますから、最後に二、三要点だけ質問しますから、要点だけ御答弁願います。

三十一年度の税制改革をわれわれが見ますと、この税制改革の基本方針は、給与所得者の過重負担を軽減する、こういうこととございまして、表向きはまことにそういうふうになっておるようでございますが、一他他の低額所得者はどうするつもりですか。たとえば、農業とか中小企業の低額所得者は全然除外しているじゃないですか。

○渡邊政府委員 昨年におきまして、御承知のように一応の減税をやりました、そして本年度も、それが平年度化するることによって相当の負担軽減ができるわけでございますが、同時に、そうした各種所得の間の負担のバランスにおきまして、給与所得の負担が重いんじゃないか、こういう声が非常に高まっています、その意味におきまして、その負担のバランスを直すという意味においての考え方でございまして、給与所得の控除の引き上げだけにどまっております。將來におきま

て、さらに租税負担をどう軽減していくべきか、特に直接税の負担をどう軽減していくべきか、その問題につきましては、われわれとして將來の問題として考へていきたいと思つて、本年におきましては、昨年の減税のあとを受けておりますので、特に負担が重いという批判がございまして給与所得者だけを抜き出して控除率を引き上げた、こういう次第でございます。

○井上委員 今回の改訂で勤労控除を引き上げる、そのことによつて低額所得者の一部負担が軽減されるのでございますが、その穴埋めに間接税の増徴をはかつておるが、この關係はどう説明をされるのですか。

○渡邊政府委員 本年の改正におきましては、昨年の減税による負担軽減の平年度化といふことが、それによつて、国の歳入の面から見ると減収といふ姿になります、これが三百億ほどでございますので、自然増収を財源にしまして負担軽減をすることはちよつと無理じゃないか。そこで、少くとも各種所得の間に特に重いと認められてゐる給与所得につきましては、場合によつては間接税の増徴、まあこれは一般的な負担になります、そういうことをしても下げたいのじゃないか、これが臨時税制調査会の一応の答申であつたわけでありませう。従いまして、減税といつても、全体の負担から見ますと、お説のように片方で増徴し、片方で減税されたとは今度の改正では言い得ないと思つております。むしろ相互の間の負担をどう調整するかという点に今度は重点があつた。その意味におきまして、たとえば退職引当

金などは、多少われわれ行き過ぎだと思っておりますが、これについて限度を設ける、あるいは交際費の課税をする、こういうことで財源を抽出するのとあわせまして、砂糖関税を引き上げると、これもさらにもう一歩進んでみますと、昨年御承知のように、砂糖の差益を特別利潤として徴収するというような案も一つあったわけでございます。しかし、それがどうもあまりいい結果にもならぬようでありまして、これを関税に振りかえた。そのかわり差益徴収はやらない。これでいきますと、大体砂糖の値段も七十五、六円くらいであればいいわけでありませう。そういうことを考えて参りますと、確かに税としましては、軽減した分は片方で増徴になっていくわけでありませうが、全体として見ますと、この辺でおさめればそう無理のないところに行くのじやないか、かように考えております。

○井上委員 負担の均衡ということを中心にしてやったというのですが、これは主税当局としては重大な錯誤がある。御承知の通り、税をかけておる人の減税をするということは、負担の均衡の上からは考えられませんが、税をかけていない人に、片一方の間接税の増徴によって負担が増していくということにお気づきになりませんか。免税されておる国民には、間接税による増徴がはかられていることにお気づきになりぬはずであります。現にあなた方は、物品税の全廃に刺戟されて、特に大衆生活や日常生活に必要なものは毎年減免の措置をとっております。しかるに、一方間接税の増徴をやられたのでは、何をしておるかかわらぬこ

とになるじやありませんか。税をかける能力のある人の不均衡を是正することはいいのですが、かけられぬ者に増徴するということの方が一体どこにありますか。こういうべらぼうな話はどこにあるのですか。それを説明しなさい。

○渡邊政府委員 税をどういう格好で負担していくかという問題は、いろいろあるかと思っております。これは現在の姿を一つの既成事実にしてみれば、おっしゃるような点もあるわけでございます。現在全体として、直接税として負担されている部分が多過ぎる。特に給与所得についてはそういう問題もある。そうなりますと、結局自然増収を充ててその分を減税していくという方向なら、井上先生のおっしゃるような方向でございませうが、しかし今年においては、それもできないということになりますと、全体として、間接税の方にも少しウェットを置くじやないかという考え方が出ておるわけでございます。その場合におきましては、お説のように、従来直接税を負担しなくても済む人は、あるいは砂糖の関税において値段が高くなるというような問題も結びつけば、人の関係で、自分の負担が多くなるという問題も出て参ります。しかし税の体系をどういうふうな形に持っていくか、あるいは税負担をどういうふうな形に持っていくかが均衡を得るかということになれば、単に一つの既成事実だけをものとして片方が上り、片方が下るといふだけには考へるのじやないか。むしろでき上った案において一つの均衡を得れば、それが一番望ましいものじやない

だらうか、かように御提案申し上げておるわけでございます。

○井上委員 税金は、担税能力のある者からとるという建前になっておる。そこで所得税間において不均衡のあるものを是正するというその方針はいい。担税能力のないところに、間接税によって増徴していくというやり方は、その方針と根本的に反する。そういう点を全然考えずに、直接税をあまり増徴したのでは大衆の負担が高くなるから、そこで大衆の負担が低い間接税で増徴していくという考え方が強まっております。これはもつてのほかの考え方でありませう。従って政府は、直接税、特に給与所得者の低額者の税額を軽くしたと一方においては、片一方においては、砂糖関税を引き上げるといふようなことをしておいて、それで税金は負けたなという宣伝はやめてもらいたい。そんなべらぼうな税金の負け方が天下どこにありませんか。少くとも、税の専門家であるあなたがさようなことを平気で言うやうなことではだめです。しからば、政府の方針を伺いますが、今後は直接税の増徴をできるだけやめて、将来の徴税の方針としては、間接税に移行していくという方向ですか、一体政府はどちらをとるのですか。

従来より急にそうでたらめに上るとは思いませんが、それはとにかくとして、消費税がふえただけ砂糖の値段がよしたとしましても、給与所得者の、特に従来税金のかかった人たちの話であります。これは負担軽減になるというところはいい得ると思う。しかし今申しましたように、片方で間接税の増徴とかで財源をかせいで、それで片方の負担を下げるというだけでございますから、国民全体の上から見まして税金が軽減になる、そういうようなことを考えた、あるいは申し上げたつもりは全然ございません。ただ今度の税制改正は、こういう趣旨でわれわれとしてはやりたいということだけ申し上げておるわけでは

それから御質問にございました、将来の方向において間接税の方に移行するつもりかどうかというお話でございますが、これは、間接税の方にもっと移行した方がいいじやないか、それが現在の日本の実情に合うのじやないか、こういう御意見がずいぶんございませう。われわれとしても、一応そういう御意見もわからぬのはございませう。しかし、そう簡単に間接税に移行するといふ結論を出すべきものがあるかどうか、これは、われわれとしてはよほど慎重に考えていくべきもので、臨時税制調査会においてずいぶん御論議を續けておる点は、そういう点の問題を中心としておるわけでございます。一応税制調査会の御論議の結果を待ちまして、われわれの方としては最後の態度をきめたい、かように考えております。

は、租税は担税能力のある者からとるといふのが建前なんです。その原則をくずしては困るのです。税を納める能力のない者から税をとるといふ考え方は、これは何としてもやめてもらわなければなりません。従って、税を納める能力のない者に間接的に、本人が知らぬうちに税をとるといふようなだまし討ち的な税のとり方はやめなさい。

○渡邊政府委員 私は、だまし討ちの税のとり方だと思っております。だまし討ちの税のとり方ではないという証拠には、砂糖関税を引き上げるのは、ここで一応いいにしろ悪いにしろ論議されるということだけにおいても、決してわれわれが知らぬ間に別に何も納税者に御迷惑をかけているわけじやなくて、国会のオープンな場所で御論議になって、そうしてそういう方法がいいか悪いか、結局そういうことでおきめ願うのですから、われわれはだまし討ちという言葉はどうかと思ひます。われわれは、その御判断に待つべきものだと思ひます。

担税能力の問題でございますが、担税能力の問題にしましても、井上さんのお話を伺いますと、直接税を負担する者だけが担税能力があるというふうな考えられますが、間接税そのものがやはり一つの担税能力とみて考えておるわけなのでございまして、担税能力に応じて、直接税と間接税と両方を負担するの、一つの担税能力とみての話、間接税だけを負担するの、担税能力とみての話、従いまして、間接税をどういうふうな形に持っていくか、このこ

小企業にも幾ばくかの恩恵を与えておるようが見えますが、その実態は、大資本、大企業、大口所得者のみに奉仕する減税措置でありまして、数年来にわたって日本社会党が糾弾し、円滑なる納税の危機となるであろうことを警告し、その根本的な刷新を絶叫してやまなかつた次第でございます。しかし、今やこのことは、国民各階層の知るところとなり、中小企業各団体も決然としてその根本的廃止を唱え、農民、労働者は申すに及ばず、政府の諮問機関たる臨時税制調査会においてすら、この十二月の答申をもって、現存する税制上の各種の特別措置は、それぞれの政策的効果をねらって設けられたものにせよ、経済の正常化に伴い、漸次これを整理し、税制の簡素化と負担の均衡化に資すべきであると主張するに至りました。

今回政府のとった措置は、これに対してわずかに交際費の損金不算入で十億と、他に多くの第一義になさるべき幾多の廃止問題があるにもかかわらず、労働者に間接的に悪影響をもたらすおそれある退職給付引当金の制限による七十八億を取り上げ、しかも航空機用揮発油及び地方道路税の免税を三カ年継続し、八億円の減収とし、また有価証券取引税の一部を改正して、公社債並びに貸付信託の受益証券等の譲渡による取引税を現行の一万分の三、一万分の七から、それぞれ一万分の一、一万分の三にさらに減税しようとするものであります。われわれはかかる不公平に絶対反対をいたします。われわれは予算組みかえ案を通じてこの租税特別措置法に根本的メスを加え、正常な形に戻すことよって六百四十四億円

を捻出し、これをもって中小企業、労働者農民に真の減税をするように提案をいたしました。しかるに自民党は組みかえ案を否決したのであります。この際われわれ国会議員は、過ぐる総選挙に当って、国民の声にこたえて全国津々浦々でわれわれが党派を超えて主張したことを想起すべきでありましよう。鳩山内閣の組閣の際の公約を想起すべきでありましよう。それは低額所得者の減税であり、中小企業の減税であり、税の簡素化による国民の納得でありました。勤労者に幾ばくかの減税が行われました。しかし今市町村津々浦々に起っているトラブルは、国税が下って市町村民税が上ったという不満であります。さらに固定資産税、軽油税、都市計画税等統々と生まれようとする増税であります。参議院選挙が済みますと、政府与党は、おそらく運賃の値上げをしようとする意図もまた明らかであります。本年度国税五百億、地方税四百億の増税があります。中小企業に何がされましたか。税の簡素化の公約に逆行して、複雑な概算所得が行われ、目的税は統々と生まれようとして地方財政の弾力性を圧迫し、軽油税は、用途別免税によってますます複雑にして犯罪者の温床ともなるうとしていのであります。政府与党は、一体これに対していかなる言いわけをしようとするものでありますか。

先般、一萬田大蔵大臣は当委員会で、私はそう税理論に自信がないといはなくも告白されました。問題はここにあるのであります。金融の大家、日銀の法王たりし大臣が、税制に対して数々の公約をしながら、全力をあげて遂行しましたことは、何とみずからの

古巣の銀行を擁護する預金利子の免税にはかならなかつたのであります。それは、税の大原則に逆行するものはなほだしいものでありまして、そして根本的改正はあげて延引を重ねて、今や三十二年度に押しやられようとしております。この際大臣は、率直にみずからの欠陥を認識し、税に全力をあげるべきでありまして、出直すべきであります。

今日、勤労者は、国税、地方税ともに天引き課税のもとに、数年来ふつとたたき怒りを押えることができなくなつておるのであります。中小企業もまた実行されない公約に怒りを禁じ得ないのであります。

私は、昨午当委員会において税制の採決に当って、フランスのブジャードの反税運動に例を引いて警告をいたしました。めぐる一年、ブジャードは総選挙の機会を得て、国民の怒りのもとに五十数名の議席を得、ためにフランス政界はますます混乱の度を加えつつあるのであります。二大政党的対立は、明白な責任政治の実現にあるのであります。政府与党は、その言に忠実でなくてはならず、われわれもまた監督する責任を国民から負つておるのであります。目ざめつつある中小企業と労働者、農民の怒りは、いつか爆発することを銘記すべきでありまして、この危機を警告し、このごまかしの法案に反対するものであります。

します。しかしシャープ勧告以前は二五%であつたし、地方税の増徴という点を考えますときは、まだまだの感があります。われわれは、大臣が本措置は暫定措置であると言つたこと、税制調査会の根本的改正に待つと言つたこと、また主税局長が二〇%の根拠を示し得なかつたことは、今後の実態調査による結果に待つこととして、今後さらに一層前進させる意味で、一応本案に対する賛意を表しますが、しかし所得税の改正は勤労控除にとどまるべきではございません。

私どもは、この際、組みかえ案において計上いたしました標準家族五人を基準とし、年収三十万円までは免税とし、基礎控除を十万円に、扶養控除をそれぞれ三万円と一万五千元に、青色申告税控除を十万円に、事業所得者の所得金額計算に当っては、必要経費以外に特別勤労控除を行うこととし、課税率を総所得額の二〇%、最高限度四万円にし、期末手当中それぞれ五万円を非課税とすることを企図するのであります。

かくして、所得税法に対する政府予算は、百五十一億一千二百万円の減税となりませうけれども、昨年と比べれば六十億の減税しかありません。租税全体からいへば、昨年と比べて五百二十八億八千七百円増税であります。地方税を含めれば更に千億の増税となるのであります。私どもは基準年次の昭和九年一十一年度の国税、地方税の総額が国民一人当たり二十七円であつたことを思い出します。よしや物価の倍率が三百五十倍といたしましても九千四百五十円でありませう。しかるに三十年度においてす

ら、われわれは一万四千二百三十円を生まれたの赤ん坊すら負担しておるのであります。まことに脅威の重税といわなければなりません。何がゆゑにこそかくなるのでありましようか。どうしたらよいのでありましようか。私どもは、国民のほうはいたる重いついこと、不公平といふこと、税金がむずかしいといふこと、この三つの声に率直でなくてはならぬ。その意味においては、われわれの主張する再準備の予算を根底から修正すること、租税特別措置法の根本的改正をして、国民の声にこたえる大原則を実行することを重ねて主張するものであります。私は、この際われわれの主張に一步前進するという意味において、所得税に賛成はいたしますが、これはより高い職前水準を自ずす意味を持っておるといふことを付言いたすものであります。

次に、関稅定率法の一部を改正する法律案について反対理由を明らかにいたします。

近來政府は、重税にあえぐ国民の声に対して、これを遮蔽するべく間接税の増徴、増税によって大衆課税に転嫁しようとしております。かかることは、新たな不公平を起そうとするにはかなりません。直接税の公平は直接税で解決すべきであつて、大衆の目を瞞着できるこの間接税増徴に断じて転嫁すべきものではありません。いわんや砂糖は主食の転化物であつて、準主食ともいへべきであります。今回砂糖の関稅率を、原砂糖は一キロ七円六十錢程度を十四円に、精製糖については、一キロ十七円一錢であるけれども、これを一キロ二十四円に引き上げ、その他の引き上げをはかつており

ます。かくして六十二億の増徴です。

われわれは、従来から砂糖会社の余剰利益について糾弾を試みてきました。

昨年二十二国会末において、河野農林大臣不信任案を上げるとしたのも、砂糖にからまる問題であったのであり

ます。従って、砂糖小売価格を上げないで関税を上げ、これを中間超過利潤から吸収するというならば、多少懸すべき点はあろうと思ひます。

しかし本法案は、これに対する何らの保障もないのでありまして、依然たる業者擁護に根底が秘められ、国民の生活負担に

しわ寄せをやる危険を持っておるのであります。六十二億の増徴はどこに

反対せざるを得ません。砂糖消費税法の一部を改正する法律案は、ある意味

においては、一歩危険が少いと判断されるるところも相当ございます。しかし

この法案については、今後の経過を監視しつつ賛成はいたしませんけれども、

関税率法の一部を改正する法律案については、断固として反対の所信を表明いたしましたして、討論を終ることにいたします。

○松原委員長 石野久男君。

○石野委員 私は租税特別措置法の一部を改正する法律案並びに関税率法の一部を改正する法律案に、小会派ク

ラブを代表して反対をいたします。まず租税特別措置法の問題について

申し上げます。この政府の税に対する基本的な問題は、いわゆる最近まで資本蓄積に非常に重点を置き過ぎている

という点にあると思ひます。私たちが、源泉課税と申告税の不均衡を、今度の税制ではどうしても是正しなければいけないという考え方を持っており

ます。われわれは、この租税特別措置法については、国の経済の実情から見

て、ある時期においてはその必要性を認めます。けれども、今日政府は、日

本の経済が正常化の段階にきているということを盛んに主張している時期に

おいて、もうこの処置はすでに露止さるべきであらうというふうな考えをお

ります。私たちは、特に大企業が膨大な利潤を生んでおるときに、こういう特

別措置法をなお依然として続けているというふうなことに對しては、徹底的に

反対をしなければいけないと思ひます。先ほど同僚委員の質疑の中にもあ

りましたように、政府は、税制の問題では直接税を極度に軽減する過程の中

で、間接税にそれを転嫁しているというふうな考え方を持っておりまして、この間接

税に持つていくという形は、期せずして、低額所得者に対して税をそれこそだ

まし討ちでかけようとする魂胆であります。私たちは、こういうことは、国の

経済の再建の立場からいって許されないとだと思ひます。先般渡邊局長は、二十九年度におけるところのいわ

ゆる特別措置における免税所得額というものは、年間約千四百億あると

言っておりまして、われわれの調査によりまして大体千八百億あるのです。こういうものに対してもしわれわ

れが二割の税をかけるならば、少くともそこでは三百数十億の金が出てくる。三割の税をかけるならば、五百億

に及ぶところの税の徴収ができるのであります。そういう問題が全然等閑視されて、あとに述べられるような関税率法等によつても、いわゆる砂糖への課税だとか、あるいは間接税の課税へこれを持ち込もうとしておる。私た

ちは、こういう考え方に對しては徹底的に反対しなければいけない、こ

うふうな考えです。先ほど上げられた所得税の問題についても、政府は勤勞

者に対して、いわゆる二〇%の控除率を上げるといふような言い方で、きわ

めて巧妙に大衆を欺瞞しております。私たちは、少くとも所得税に對する

いわゆる免税の点というものは、どうしてもシャープ勧告以前の二五%以上に復

先することが、いわゆる国の経済が正常化しているという建前からすれば当然

だと考へるのであります。それにもかかわらず、この二〇%のもので大衆を欺

瞞しようとしておる。そしてまたわれわれは、この地方税との不均衡の状態

から見れば、少くともこれは三〇%まで控除すべきである、引き上げるべきで

あるというふうな考へておるのであります。そういういろいろな問題が全然

考慮されずに、大企業に對する特別措置だけが依然として残るということに

對しては、これは実に国民に對する欺瞞工作であると同時に、大資本擁護の

考へ方である、そういう意味でわれわれはこれに反対いたします。

関税率法の一部を改正する問題については、先般横山委員からも言われ

たように、この問題は将来に對して、国民にいわゆる大衆課税として転嫁さ

れることを防ぐ何らの措置がなされてないのではありません。われわれは、今日の問題は、そうすぐに大衆に転嫁されるというふうにはならないことも知っております。けれども、これはいわゆる超過利潤の確保をむしろその面

いから、われわれもこの関税率法に對しても反対であります。

以上二法案に對して、反対の理由を申し上げます。

○松原委員長 これにて討論は終局いたしました。

それでは、次に両法案を一括して採決いたします。両法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松原委員長 起立多数。よつて両法律案はいずれも原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成、提出手續等につきましては、先例によりまして委員長に御一任を願ひたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来る六日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

〔参照〕

所得税法の一部を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

砂糖消費税法の一部を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

関税率法の一部を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

租税特別措置法等の一部を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

在外公館等借入金返済の準備に関する法律を廃止する法律案 (内閣提出、参議院送付) に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕